（職員の配置の基準）

第十九条　更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

一～五　（略）

六　栄養士又は管理栄養士

七　（略）

２　（略）

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第六条　養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員の配置の基準） **第十二条**　養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。 一～五　（略） 六　栄養士又は管理栄養士　一以上 七　（略） ２～11　（略） 12　第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 一　養護老人ホーム　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員 二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 三　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 四　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。） 五　（略）	（職員の配置の基準） **第十二条**　養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。 一～五　（略） 六　栄養士　一以上 七　（略） ２～11　（略） 12　第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 一　養護老人ホーム　生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員 二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 三　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 四　病院　栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。） 五　（略）

（労働安全衛生規則の一部改正）

第七条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（栄養士又は管理栄養士） **第六百三十二条**　事業者は、事業場において、労働者に対し、一回百食以上又は一日二百五十食以上の給食を行うときは、栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。	（栄養士） **第六百三十二条**　事業者は、事業場において、労働者に対し、一回百食以上又は一日二百五十食以上の給食を行なうときは、栄養士を置くように努めなければならない。